

ぎふの教育

岐阜県教育懇話会
〒503-0023
大垣市笠木町 229-5
(0584) 91-2478
口座番号 00800-3-5390

網 領

「われわれは歴史と伝統を尊重し、日本にふさわしい中正な教育を推進する」
「われわれは教養と品位の向上につとめ、真摯愛の精神とともに、明るく純粋な教育を研修する」
「われわれは個人の自主・尊厳を尊重しつつ、政治的中立を厳守し、主体性を堅持する」

間を感じ
る生徒も
いるだろ
うと考え
たのか、

巻頭言

教科書の憲法の記述に思う

岐阜県教育懇話会会長 橋本秀雄

憲法記念日が近づいている。憲法誕生の実状を知り、学校で指導されている内容見ると疑問がわいて、記念日を祝う気になれないばかりか、隘路にいる日本を思ってしまう。

この機会に改めて中学「公民」教科書の憲法に関する章(第2章「個人の尊重と日本国憲法」)を読み直してみた。教科書は平成二十八年版と令和三年版で、いずれも県下全域で採用されているものである。

第2章の節は両者とも同じで、1節「人権と日本国憲法」、2節「人権と共生社会」、3節「これからの人権保障」となっている。その下の項目は2・3節がほぼ同じだが、1節はほとんどが変えてあった。

日本国憲法は、GHQの草案を基にしているが、政府が改訂案を作成し、帝国議会で審議されているから自主憲法であるとの解釈である。

第2章は9割が「人権」の説明

人には「自らの意思に従って自由で豊かに生きる」権利があり、それは「法律によってもおかすことができない」として、憲法に記述のある権利を自由権、社会権、平等権と分類し、詳しく解説している。特に平等権は部落差別・アイヌ民族への差別、在日韓国・朝鮮人への差別・男女の平等・障害者差別などが存在しており改善が必要としている。

自由と権利には、責任と義務が伴うが、その説明は全体の1割程度である。「責任」にふれている所は「国民主権」の項で、主権は国民にあるが、国の政治は国民全体で決定されていかななくてはならず、選挙に投票すること、政治に関心をもつて考えを深めることは大切としている。

また、2節の最後に、義務が出てくる。人権は「法律によってもおかされない」権利だが、「公共の福祉」に反してはいけない、と歯止めをし併せて義務を扱っている。普通教育を受けさせる義務、勤労の義務、納税の義務だが、数行程度である。そうした扱いのアンバランスに疑

務の記述が少ないのは、そもそも憲法は国民の権利を保障するためのものだからと付け加えている。

第一章「天皇」の説明が不十分

第一章は国の姿を表す大切な章である。しかし、教科書には第一章が天皇条項である理由も、国柄を示すという説明もされていない。

天皇は主権者ではなく、日本の国と国民全体の「象徴」で、その地位は主権者である国民全体の意思に基づくことと定められているが、主権者でない天皇が、なぜ最初の条項にくるのかの説明がないのである。

項の表題も、二十八年版は、「国民主権と天皇の地位」としていたが、三年版では「国民主権と私たちの責任」と変えていて、「天皇の地位」を外したのは、説明が不十分と自ら認めているのでは、と思ってしまう。

天皇の存在は、歴史分野でも国の誕生の説明に欠かせないが、国を拓いた大和政権の中心になったのは王としか書かれていない。天皇の初出は推古天皇で摂政の聖德太子の治世に付属した存在でしか記述されてな

い。つまり、現行の社会科では天皇は日本にとって欠くことのできないご存在であることは全く説明されていないと言つてよい。

現実と乖離した「平和主義」

日本国憲法の特徴である平和主義は、第二次大戦で我が国が内外に重大な被害をもたらしたので、憲法で戦争の放棄を掲げたとしている。

自衛隊に関しては、政府見解の主権国家には自衛権があり、自衛のための最小限の実力を持つことまでは禁止していないと説明しながら、一方で9条に反するという意見もあると加えて、含みを持たせている。

人権の説明では、社会の変化に伴う新しい人権として、環境権、知る権利、プライバシーの権利などに多くの頁をさいていた。しかし、国の安全保障の所では、近年の中国による尖閣諸島への領海的野心や、北朝鮮による核・ミサイル問題などは社会の変化ではないのか、「平和主義」の所で少しも触れられていない。

以上、結局問題は憲法自身にあるのが、憲法を読み進めると、第99条があつて、天皇を始め公務員に至るまで、「この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と、護憲派も、改正派も頭を押さえつけられている。今その立場にある方々は、複雑な思いで記念日を迎えられるのではないか。

《時論》 三月「日本学講座」より

「山鹿素行『中朝事實』の國體論と

吉田松陰

素行會代表 佐藤 健二

一、山鹿素行について

山鹿素行(以下、素行)は、元和八年(一六二二)、会津若松に生まれ、貞享二年(一六八五)江戸、浅草に没した。六十四年の生涯であつた。

父山鹿貞以は会津蒲生家老町野家に身を寄せてをり、母は町野家の侍女であつた。素行は六歳で江戸に出て、九歳で林羅山の門人となつて儒学(朱子学)を学び、その後、十代で兵学を尾畑勘兵衛、北条氏長に、和学・神道を廣田坦齋、高野山按察院光宥法印に学んだ。それぞれの道で印可、奥伝を得て、二十一歳で『兵法神武雄備集』を出版し、山鹿流兵学の私塾を開いた。塾では儒学・兵学を教授し、多くの門弟を育てた。

山鹿流兵学では、幼少から武士としての身の処し方を教へ、四書五經・兵学書を講じ、自ら剣術・馬術を身につけ、学としては「平和時における土道」の大成を究明した。

「平和時における武士」とはいかなる存在か。衣食住の生産に携はることなく、なぜ武士は農工商の上に立つのか。日々の暮らしに迫られる農

工商の人々に代はつて、人としての正しい生き方を求め、人々の指標となる生き方を示す。そのためには、悪に向かう武を必要とする。武威を以て治平を守る。武士の生活は主君からの禄により支へられる。主君は臣下を慈しみ、臣下は主君に忠誠を誓ふ。士道の根柢には主君への忠誠がある。國難生ずれば、命を懸けて主君の為に戦ひ、正義が犯された時には、武威を以てその犯罪を懲罰する。土道は、智・仁・勇三徳を以て成り立つといふのである。

素行は世に学者として立つたが、終生武士としての矜持をもち続けた。それは素行の先祖が、筑前山鹿を拠点とした武将(平氏一門)の出であり、母妙智も武将の家柄であるといつた勝れた武門の血筋によるものであらう。源平合戦に敗れた後は、平氏勢力下の伊勢を拠点とした。

素行の人並み外れた才能は、十一歳で二百石での仕官の話があつたほどで、十四歳の時には、朝廷の武家伝奏である飛鳥井中納言雅宣と鳥丸大納言光弘と詩文の贈答をしてゐる。武家伝奏は、朝廷と幕府をつなぐ重職であり、大臣に次ぐと言はれた。そのやうな高貴な公卿との詩文の贈答の相手として、まだ少年の素行が指名されたといふことは、いかに素行の天才ぶりが幕府内でも評判であ

つたかといふことを示してゐる。

そのやうな素行の才能を見込んで、二十五歳の頃に、祖心尼から將軍家光の兵学師範になるかもしれないので、他から出仕の誘ひがあつても断るやうにといふ内示があつた。

その話は家光の死により消える。

その後に赤穂藩主浅野長直(素行の門人)の誘ひを受け、赤穂藩に仕官(三十一歳)。俸禄は家老職に次ぐ千石であつた。

赤穂には城の縄張りのために一度半年ばかり行つただけで、あとは江戸で藩主の相手をするのみといふ待遇であつた。そのため時間に余裕があり、三十代は学問に励み、儒学、兵学に関する著書を多数出版。学者としての地位を確立した。

禅(仏教)や老莊思想(道教)などにも関心をもち、儒仏道の三教一致時代と言はれる。

三十九歳で赤穂藩を致仕し、足かけ九年の出仕となつた。

四十一歳の頃から朱子学への疑問が生じ、「古学」(注釈書によらず直接孔子の教へを探究する)への兆しが生ずる。朱子学には仏教の影響が強し、純粋な孔子の教へを伝へるものではないといふ疑ひを抱くやうになつたのである。

四十四歳の時に、朱子学批判の書となる『聖教要録』を出版した。

その序文に、弟子の筆によるものではあるが、「漢唐の訓詁、宋明の理学、各々利口饒舌にして、惑ひを弁ぜんと欲して、惑ひ愈々深く、聖人をして塗炭に坐せしむ、最も畏るべきなり」と言つてゐる。漢や唐の時代の注釈書や宋や明の時代の理学(朱子学)は、それぞれわかつたやうなことをあれこれ言つてゐるが、孔子の教への難しいところを解明しようとして、それらにより学ぶと、ますます解らなくなり、聖人を塗炭の苦しみで遭わせるやうなことで、こんな怖ろしいことはない、と言ふのである。

朱子学の信奉者の一人に四代將軍家綱の腹違ひの弟で將軍の後見人であつた保科正之がゐた。保科は激しく怒り、素行を江戸追放、播州赤穂への流罪としたのである。素行四十五歳の時、寛文六年(一六六六)のことであつた。その罪を言ひ渡したのは、皮肉にも素行のかつての兵学の師、大目付北条氏長であつた。

素行は呼び出しに応じ、大目付の役宅に赴いたが、最悪死罪もあり得ると思ひ、家族に遺書をしたためて家を出た。見事な土道の実践であつた。後世、吉田松陰は先師のこの死を覚悟した泰然自若とした振る舞いにひどく感動し、弟子達にこの先師の生き方を学ぶやうに繰り返し教へ

た。

役人の、何か家族に言ひ残すことはないかといふ問ひにも、必要なことは総て終へてきたのでないと答へ、従容として罪に服し、家に戻ることなく、そのまま流謫地の播州赤穂へと向かつたのである。

道中「四書」を手放すことなく学問に努めた。その揺るぎない態度に、護衛の役人は感銘し、後に素行の門人となつた者もあるといふ。

道中の学びの成果は、赤穂に着いた翌年(一六六七)、『四書句読大全』といふ著書に纏められた。

赤穂では約十年謫居生活を送つた。赤穂藩主浅野内匠頭長直(赤穂事件の浅野内匠頭長矩の祖父)は、素行の門人であつたので、その待遇は罪人に対するものではなく、賓師に對するやうな礼を尽くしたものであつた。素行は江戸の喧噪をはなれ、静謐な環境で、学問に打ち込むことができた。素行はそこで重要な著書を四冊書いてゐる。『謫居童問』・『中朝事實』・『武家事紀』・『配所殘筆』である。

『謫居童問』は、赤穂に着いた二三年後の寛文八年(一六六八)に書かれてゐる。素行思想の重要項目を、児童の質問に答へるといふ形式で纏めたものである。当時素行の側に居た児童は、江戸から素行を慕つて付

いてきた年少の門弟磯谷平介(この書が書かれたとき十二歳)くらゐであり、記録にはないが後の大石内蔵助良雄が十歳であり、平介の話し相手としてゐたのではないかと想像される。

次に翌寛文九年(1669)に、素行國體学の名著『中朝事實』が書かれた。これは上下二巻に分かれ、全十三章に付録として「或疑(わくぎ)」が付く。上下二巻の巻頭に、それぞれ「皇統」と記され、主題を明らかにしてゐる。多くを『日本書紀』を綱文とし、その後に「謹んで按ずるに」と、素行の解釈を述べる。

神代から人皇の御代に至るまで、我が国の精神的また政治的・文化的な初元の形態を明らかにしながら、我が国がいかなる国であるか、つまり「國體」を述べた書である。

第三が、その四年後延宝元年(一六七三)に、書かれた『武家事紀』である。武家に関する百科全書といつてもよい大著である。武士は皇室を護ることを本義とするといった武士の存在意義から具体的な戦史も含め、武家についてのことは総て網羅してゐる。

『中朝事實』が朝廷を中心として「日本の真実」を書いた書物だとして、これは武家を中心として書いた「日本の真実」である。素行は両

著により、日本とはいかなる国であるかを明らかにした。武家の出である素行は、太平の世における士道の大成者として知られる。戦闘者としての「武士」ではなく、平和時における農工商の上に立つ武士としての生き方を教へるものであつた。それゆゑ「武士道」と言はず「士道」と称し、武士の高貴な精神性を明らかにした。

『武家事紀』『武本章』に「禁裏諸宮作亦武家の勤王の一なり。……執権奉行と云へども、其の雑掌たり。是れ勤王の道たり。されば諸大名大番役をつとめ、將軍家より京都奉行つねに在京して、朝廷を守護する事、古来の制なり」と言つて、武家はそもそも勤王であり、武家の第一の務めが朝廷の守護にあることを明らかにしてゐる。

素行は、赤穂謫居中に学問に集中し、儒学・兵学を中心に進めてきた学問が、『中朝事實』といふ朝廷を中心とした『日本学』に結実したといふことは、幕府の監視の目から遠く離れた赤穂に居たからこそ成し遂げられたといふことができる。幕府にとつて朝廷は最も恐るべき存在であつたからである。

第四の書は『配所殘筆』といふ素行の自伝である。素行は、配所赤穂での生活も十年になり、江戸に戻る

こともないのではないかと思ひ、遺言書代はりに書いたのがこの書である。自伝文学の傑作と評されてゐる。赤穂までの生涯が、実に率直に詳しく述べられてゐる。当時入手不可能であつた『中朝事實』も、この書で、その粗筋を知ることができた。

この書が書かれた年(一六七五)に、幕府からの許しが届き、江戸に戻ることになる。この年は、素行にとつては赦免の喜びの年でもあり、また悲しみの年でもあつた。素行を常に温かく見守つてくれてゐた祖心尼が亡くなつたのである。江戸に帰り着いた素行がまづ向かつた先が、祖心尼の墓所であつた。

その後、浅草に續徳堂といふ塾を開き、『原源發機』といふ兵学についての奥深い思想書を最後に、多くの門弟に囲まれ、貞享二年(一六八五)六十四歳で帰幽した。

二、吉田松陰について

素行と松陰を繋ぐ第一は、松陰が素行を開祖とする山鹿流兵学師範の家を継いだことによる。天保五年五歳の時に、叔父吉田大助の仮養子となつたのである。

吉田家は代々山鹿流兵学師範として藩に仕へてをり、松陰がまだ幼いために、藩はもう一人の叔父玉木文之進に家学教授を命じ、文之進のもとで厳しい修業時代を過ごす。

その学の成果は、早くも十歳の時に藩校明倫館の講師となり、十一歳の時に、藩主に山鹿素行の士道の主著である『武教全書』を進講、また十五歳で『武教全書』『孫子』を講義して賞讃されたのである。

十九歳の時に、独立の師範となり、二十一歳(一八五〇)の時に、九州遊学、平戸へ赴く。平戸藩主松浦鎮信は素行の門人、平戸藩の兵学は山鹿流であつた。素行は弟平馬を平戸藩に家臣として送り込み、平戸に山鹿流兵学の拠点を作つてゐた。

松陰が会つたのは、当時の山鹿家の当主であつた山鹿万助であり、松陰は万助から直接教へを受け、翌年二十二歳で、山鹿流兵学の皆伝を受けてゐる。

翌嘉永五年(一八五二)、二十三歳の時に、東北遊歴の途上、水戸へ赴き、その地の藩校弘道館で、教授頭取の會澤正志斎に会つた。

正志斎は、西暦一八二五年に『新論』を書き、初めて國體思想を体系的に論じた。それは國防論として書かれたものであつた。水戸藩は、藩主徳川斉昭を筆頭に海防政策に熱心であり、その斉昭の側近であつた正志斎から松陰は多くのことを学んだ。特筆すべきは、水戸藩は御三家でありながら、『大日本史』の編纂を通して、尊皇攘夷思想を生み出してゐる。

幕末の尊攘論は水戸藩を母胎とする。松陰は正志斎から國史の重要性を学び、尊皇攘夷思想に開眼した。水戸を出た後、東北各地を巡歴、四月十日江戸藩邸に戻り、手形を持たずに各地を巡つた罪により、帰国の命が下る。

五月十二日に萩に帰宅。杉家で謹慎、命を待つ間に水戸で開眼した國史への関心を、多くの國史関係圖書を耽読することにより、兵学者から尊皇攘夷の思想家へと飛躍する。

安政元年(一八五四)二十五歳のときに、再来航したペリー率ゐる米軍艦に乗り込み、密航を図るが、米側に受け入れられず、共に行動した金子重輔と共に自首する。

四月十日、下田獄から江戸馬場の獄舎に移送されることになった。その道筋に、赤穂義士の墓所である泉岳寺の前を通る。その時に次の歌を詠んでゐる。

かくすればかくなるものと知りながら やむにやまれぬ大和魂
この出典は『幽囚録』の中の「獄中より家兄伯教に上る書」に載る話で、この後に「蓋し武士の道は此(ここに)在り、願はくは私愛の爲めに大義に惑はるることなくんば幸甚なり」と。赤穂義士が主君の恨みを晴らしたのは、大義によるものであり、決して私愛(私心)から出たものでない。

武士道は、私心を捨て去つた大義に基づくものであると言ふのである。

赤穂義士の背後に山鹿素行あり。松陰の背後に山鹿素行あり。「やむにやまれぬ大和魂」は、赤穂義士の魂であり、松陰の魂であつて、それを結びつけてゐるのが武士道の大成者である山鹿素行なのである。

國史に開眼した松陰は、先師山鹿素行の思想、特に『中朝事實』の日本主義の思想に改めて気づく。松陰は『中朝事實』はこの時期はまだ入手してゐない。『配所殘筆』に書いてある「あらまし」を読み、それに大きな感銘を受けたのである。

そこには『中朝事實』を書くに至つた心境の変化がまづ記されてゐて、当時としては実に大胆な自己批判であつた。当時の儒者はみな支那を第一として、自国日本を見下してゐた。この支那尊崇、日本否定の見方が思ひ込みであり、誤りであつたといふことに気づいたと言ふ。

『日本書紀』を初めとして國典を読む素行の目には、いままで気づかなかつた「日本」が姿を現した。それが『中朝事實』といふ一冊の書物となつたのである。「中朝」といふのは日本のこと。その「事実」がここにあるといふ。

松陰は素行から、山鹿流兵学はも

とより、死地に赴くときも泰然自若として運命を受け入れるといふ武士の生き方や皇統に基づく我が國の眞の歴史などを学んだ。

素行の士道や日本の眞の姿について、松陰は門人に繰り返し説いて、門人の胸に素行思想を深く刻みつけたのである。

四、をはりに

戦後、我が國はGHQの占領政策により、國體を大きく変質させられた。からうじて象徴天皇といふ形で天皇は憲法上にも明記され、天皇を中心とした國體が護持されたかに見える。はたしてその天皇とはいかなる存在なのか。それを正しく説明できる人がどれだけあるであらうか。

天皇は直接政治に関与されないとしながらも、憲法に規定されてゐるやうに、國家の根本に関する國事行為を数多くなさつてゐる。この御行為は、天皇を「日本國の象徴」とし「國民統合の象徴」とするといふ權威の延長線上にある。この至高の權威なくしてはできない御行為である。その至高の權威は何に由来するのか。それを理解するには、失はれた國體思想を取り戻す必要がある。素行が説き、松陰が継承し、乃木將軍が普及させた『中朝事實』の示す國體精神を、日本國民統合の精神としていかなければならない。(文責編集部)